



内閣府

指名停止措置について

記者発表資料

～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止を行ったので、お知らせします。

令和2年3月13日
沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

[問い合わせ先]

◎ 沖縄総合事務局総務部 会計課課長補佐 伊計 敬三
管理第二係 池間 秀幸
代表 098-866-0031 (内線 81321, 81324) 直通 098-866-0046

沖縄総合事務局開発建設部 管理課契約管理官 牛丸 宏
契約管理係長 平良 義弘
代表 098-866-0031 (内線 2356, 2541) 直通 098-866-1981

◎は本件の主務課です。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者（住所）

崎原建設株式会社（沖縄県石垣市字新川363）
株式会社濱元建設興業（沖縄県石垣市字石垣1776-11）

2. 指名停止措置期間

令和2年3月13日～令和2年3月26日（2週間）

3. 指名停止措置の範囲

沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

本件は、当局発注の「石垣島農業水利事業二又送水路他大里農道工区（その1）建設工事」において、令和元年10月26日午後、排泥枘設置の作業中、掘削法面の一部が崩落し作業員が土塊の下敷きになる事故を起こし受傷した。その後、10月31日に多発外傷により死亡した。そのため、労働基準監督署からは是正勧告を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

崎原建設株式会社、当局発注の「石垣島農業水利事業二又送水路他大里農道工区（その1）建設工事」において、工事関係者事故を生じさせたため、労働基準監督署より是正勧告を受けたことは、沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）別表第1第7号に該当するとして、指名停止措置を講ずるものである。

また、株式会社濱元建設興業については、下請負人として「指名停止措置要領」第2第1項（※）の規定に該当することから、併せて指名停止を行う。

（※）「指名停止措置要領」第2第1項

局長は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

[参考] 指名停止措置要領 別表第1

措置要件
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)
7 当局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。